

第 1 節 目的等

【第 1 節の構成】

| | | |
|-----------|------------|-----|
| 第 1 節 目的等 | 第 1 目的及び目標 | P.1 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 2 計画の性格 | P.2 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 3 基本方針 | P.2 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第 4 計画の構成 | P.4 |
| | 主担当：危機管理室 | |

第 1 目的及び目標

【危機管理室】

この計画は、災害対策基本法（昭和 36（1961）年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14（2002）年法律第 92 号）第 6 条（推進計画の特例）の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画であって、堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮し、市民や事業者等の協力の下、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、堺市における国土強靱化に係る事項については、上位計画である堺市国土強靱化地域計画を指針とすることから、この計画の目標も堺市国土強靱化地域計画の基本目標及び事前に備えるべき目標と整合する。

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50（1975）年法律第 84 号）第 2 条による特別防災区域に係る防災については、同法 31 条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発等、区域外の周辺地域の市民や道路交通に重大な影響を及ぼすおそれがあること。また、同区域に集積する電力・ガス・燃料等エネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図る。

なお、武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16（2004）年法律第 112 号）第 35 条に基づく堺市国民保護計画の定めるところによる。ただし、政府が武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針等を定め、本市において国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置するまでの間における初動対応や原因が不明の災害が発生した場合については、本計画等に基づき実施することとなり、継続性・一貫性を確保しつつ本計画において実施する。

1 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

- 災害に強い堺市をつくる
 - I 被害の発生を抑止する
 - II 被害の拡大を抑止する
 - III 迅速に判断・行動する
 - IV 早期の復旧・復興と生活再建

第 2 計画の性格

【危機管理室】

- 1 この計画は、災害が発生しやすい自然的・社会的条件下にあって、多様化した土地利用、増加する様々な危険物等に対処し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策である「安全」を具現化するものである。
- 2 この計画は、堺市及び防災関係機関が、堺市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務等を集大成する総合的かつ基本的な計画である。
- 3 この計画は、堺市及び防災関係機関の堺市域に係る防災に関する責任を明確にし、堺市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。
- 4 この計画は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の視点並びに男女共同参画の視点を踏まえ策定するものである。
- 5 この計画は、法に定めのない事案についても、一般的危機管理対策として準用されることを想定し策定するものである。
- 6 この計画は、大阪府地域防災計画や堺市国土強靱化地域計画、災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画（水防法（昭和 24（1949）年法律第 193 条）に基づく水防計画等）との整合性・関連性を有するものである。
- 7 この計画は、令和 3（2021）年 3 月に策定した本市の都市経営の基本となる計画である「堺市基本計画 2025」の重点戦略 5「強くなやかな都市基盤～Resilient～」や、同時期に計画全体を見直し新たに策定した「堺市 SDGs 未来都市計画」のゴール 11「住み続けられるまちづくりを」に係る KPI 達成の推進に資するものである。

第 3 基本方針

【危機管理室】

1 地域防災計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項については、特に推進する施策を堺市国土強靱化地域

計画の具体的な取組として位置づける等、可能な限り定量的な目標を掲げ、進捗状況を把握する。これにより市域の防災対策の現状を把握し、効果的な施設の整備や体制の構築、これらに係る課題の抽出、予算の配分等を検討する。

2 実施計画の策定

(1) 局別実施計画の作成

各局は、本計画に定める分掌事務が的確に遂行できるよう体制整備やマニュアルの作成、研修等についての実施に関して局別実施計画を定め、その積極的な推進を図る。

(2) 区別実施計画の作成

各区役所は、各編に定める応急対策について、区役所区域の実情や地域性を踏まえて区別実施計画を定め、その積極的な推進を図る。

(3) 防災対応マニュアルの作成

各局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、それぞれの職員の災害対応能力の向上を図るため、災害に関する知識、資機材の操作要領、具体的な活動要領等について時系列的に分かりやすく記載したマニュアルを作成する。

3 教育・訓練の実施

(1) 各局各区における教育・訓練

各局各区における全ての職員は、災害時に自らがどのように行動すべきか確実に把握し、予期せぬ事案が発生した場合には、その理解に基づき職員が自らの判断で行動できるようにするため、計画的に反復して教育・訓練を行う。

(2) 堺市危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）員等の教育・訓練

市は、災害時に災害対策本部組織を円滑に指揮・指導できる能力を体得するため、危機管理センター員等を、「人と防災未来センター」等の優れた防災体制を有する組織に研修派遣する等、専門的知識や技術の習得を図る。

また、図上訓練等を実施し、各局各区の危機管理担当と連携及び能力向上に取り組み、各局各区における防災対策の中核を担う人材を育成する。

4 施設・設備等の環境整備

(1) 指定避難所の整備

避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(2) 防災関連システムの改善

災害時の人的な対応能力の限界を補うため、防災関連システムの改善を図る。

第 4 計画の構成

【危機管理室】

1 基本構成

「総則」

「災害予防対策」

各災害に対する予防策の基本方針を示す。

「災害応急対策」

地震・津波編：地震・津波に対する防災策の基本方針を示す。

風水害編：風水害に対する防災策の基本方針を示す。

事故等編：

- ①海上・・・海上災害に対する防災策の基本方針を示す。
- ②航空・・・航空災害に対する防災策の基本方針を示す。
- ③鉄軌道・・・鉄軌道災害に対する防災策の基本方針を示す。
- ④道路・・・道路災害に対する防災策の基本方針を示す。
- ⑤危険物等・・・危険物等災害に対する防災策の基本方針を示す。
- ⑥高層建築物、市街地・・・高層建築物、市街地災害に対する防災策の基本方針を示す。
- ⑦放射線・・・放射線災害に対する防災策の基本方針を示す。

第 2 節 市域の概況

【第 2 節の構成】

| | | |
|----------------|----------------|-----|
| 第 2 節 市域の概況 | 第 1 地理的条件 | P.5 |
| | 主担当：市長公室 | |
| | 第 2 社会的条件 | P.6 |
| | 主担当：建築都市局、市長公室 | |

第 1 地理的条件

【市長公室】

1 位置及び面積

堺市は、府のほぼ中央より南に位置し、北は大和川を隔てて大阪市に、東は松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市に、西は高石市、南は和泉市、河内長野市に隣接している。市域は、東端（東経 135°35'15"）西端（東経 135°24'07"）南端（北緯 34°25'48"）北端（北緯 34°36'31"）で、面積 149.83 km²を有する。

2 地勢

市域は、地域的には東南部の和泉丘陵に連なる丘陵地帯、中西部の平野部と臨海部に大別され、市域の地盤高は、最も高いところで 268.9m、低いところで 0.1m である。

また、市内を流れる一級河川は大和川※1、西除川※2、狭間川、東除川※2、平尾小川、二級河川は、石津川※2 外 9 河川がある。

※1 は水防法第 10 条第 2 項に基づき指定した洪水予報河川で、近畿地方整備局大和川河川事務所と大阪管区気象台が共同して洪水予報を発表する河川。

※2 は水防法第 13 条に規定する水位周知河川で、洪水予報を行わないが、安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したとき、大阪府土木事務所が関係機関並びに一般に周知しなければならない河川。なお、東除川については堺市内に指定区間無し。

3 地質

周辺を山に囲まれて大阪堆積盆地が地下に形成されている。この盆地内部の西側低地部は大阪湾、東側は大阪平野である。堺市は大阪平野の大和川及び上町台地の南部に位置する。

堺市の西部には上町断層帯が南北に通過している。同断層は最近の活断層調査より、地震活動期がほぼ満期であると推測されている。この他に堺市に影響を与えると考えられる活断層は、大阪堆積盆地周縁に位置する生駒断層帯、中央構造線等である。

上町断層帯を軸線として堺市域を見れば、以西には沖積層がやや厚く堆積し、沿岸域には大規模人工埋立地が造成されている。この海岸沿いの地域や埋立地は地震時に液状化の危険性が高い。

また、以東には高位・中位・低位段丘が分布し、南部の泉北丘陵は大阪層群下部・上部からなる。この地域一体は大規模な宅地造成が行われ、土砂災害警戒区域等（急傾斜、地すべり）も存在している。旧ため池の内陸埋立地も数多く分布する。

以上のように、堺市域の地盤環境は海域から陸域にかけて遷移し、脆弱箇所も局所的に数多く点在していることが特徴である。

4 気候

堺市は、瀬戸内海式気候に属し、細かくは、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に入る。

平年気温は16℃～17℃と温暖であり、降水量は年間1,000～1,500mm程度で全国的にみても少ない方である。

また、年間平均風速は1.4～2.1m/秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。（気象庁公開データより）

第2 社会的条件

【建築都市局、市長公室】

1 土地利用

堺市の土地利用は、工場等が立地する臨海部、都心や地域生活拠点等を中心に市街地が形成されている内陸部、及び泉北ニュータウンがある南部の丘陵部に大別される。

臨海部（堺浜）においては、大規模な研究所や革新的な脱炭素技術・製品に関する事業所、AIデータセンター等が立地しているほか、競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成している。また、民間活力を活かした、商業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。

内陸部においては、堺東駅・堺駅を中心とする都心地域で、広域的な経済・生活圏での拠点性を高めるため、市民や地域の事業者等と連携しながら、商業・文化・行政・交流機能等を強化し、安全で賑わいと魅力のある都市の再生を図っている。

また、中百舌鳥駅周辺地域では、産業支援関連機関や教育機関と連携したイノベーション創出拠点として機能の充実を図っており、美原区域では、大型複合商業施設を備えた新拠点が整備され、防災・産業・交流の場として、地域の活性化に向けた利活用が進められている。

その他の既成市街地においても、市街地再開発事業の推進や、密集市街地における課題の解消等、良好な住環境の形成や都市機能の更新等を進めている。

丘陵部には、計画的に整備された市街地の泉北ニュータウンがあり、都市のオープンスペースとしての豊かな自然も残されており、住環境の維持・向上に努め、自然環境や農空間の保全と活用を図る。

2 人口

令和7（2025）年9月1日現在堺市の推計人口は803,606人、世帯数は376,695世帯であり、人口密度は1km²当たり5,363人である。

昭和31（1956）年以降の高度経済成長を背景とした都市化の進展に伴って人口が急増、昭和40年代後半からはその伸び率が鈍化し、昭和60（1985）年を境に下落ないし、横ばい状態で推移していたが、平成17（2005）年2月1日の美原町との合併を経て、平成24（2012）年6月にピークを迎えた。その後、人口は緩やかに減少している。

第3節 災害の想定

【第3節の構成】

| | | |
|--------------|--------------------|------|
| 第3節 災害の想定 | 第1 想定災害 | P.8 |
| | 主担当：危機管理室 | |
| | 第2 南海トラフ地震防災対策推進計画 | P.30 |
| | 主担当：危機管理室 | |

第1 想定災害

【危機管理室】

災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

堺市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件並びに過去に発生した災害事例を基に発生が予想される災害は次のとおりである。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮する。

- 1 地震災害（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む）
- 2 津波災害
- 3 風水害（雨水出水（内水浸水）・洪水氾濫・土砂災害）
- 4 高潮災害
- 5 海上災害
- 6 大規模火災
- 7 危険物等災害
- 8 交通災害（航空災害、鉄軌道災害、道路災害）
- 9 その他の特殊災害

1 堺市地震災害想定総合調査による被害想定概要

市は、堺市の地震防災検討に資することを目的として、平成20（2008）年度に堺市地震災害想定総合調査を実施した。これは、堺市域に甚大な影響を及ぼすことが懸念される内陸活断層や南海トラフの活動による大規模地震を対象として、その地震ハザード（地震動、液状化）を適正に評価し、堺市域における各種被害の発生地域と発生規模を予測する等の地震災害想定を行ったものである。

堺市域への影響が大きいと考えられる内陸断層及び東南海・南海地震について、下記の4断層10ケースの地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ①上町断層帯地震 (4ケース)
- ②生駒断層帯地震 (2ケース、松原断層)
- ③中央構造線断層帯地震 (2ケース)

海溝型地震

- ④東南海・南海地震 (1ケース)

表1 主な被害想定結果 (想定地震は、地形・地質学的に蓋然性が高いケース)

| 断層 | | 上町断層帯 | 生駒断層帯 | 中央構造線断層帯 | 東南海・南海地震 | |
|----------------|------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| マグニチュード | | 7.4~7.8 | 7.5~7.9 | 7.7~8.1 | 7.9~8.6 | |
| 震度 | | 5弱~7 | 5弱~7 | 5弱~7 | 4~6強 | |
| 建物被害 | 全壊棟数 | 棟 | 70,929 (71,237) | 18,943 (19,213) | 6,726 (7,070) | 6,004 (6,007) |
| | 木造 | 棟 | 63,916 | 18,040 | 6,402 | 5,638 |
| | 非木造 | 棟 | 7,013 | 903 | 324 | 366 |
| | 半壊棟数 | 棟 | 41,415 (42,141) | 26,393 (27,033) | 11,390 (12,208) | 11,022 (11,029) |
| | 木造 | 棟 | 33,751 | 23,276 | 10,051 | 9,672 |
| | 非木造 | 棟 | 7,664 | 3,117 | 1,339 | 1,350 |
| 人的被害 | 死者 | 人 | 3,017 | 331 | 32 | 26 |
| | 負傷者 | 人 | 12,812 | 6,926 | 2,692 | 2,870 |
| 出火件数 (炎上1日) | 早朝 | 件 | 68 | 9 | 2 | 2 |
| | 昼間 | 件 | 116 | 15 | 4 | 3 |
| | 夕刻 | 件 | 159 | 21 | 6 | 5 |
| 罹災者 | | 人 | 420,132 | 167,665 | 64,909 | 57,861 |
| 避難所生活者 | | 人 | 138,643 | 55,329 | 21,420 | 19,094 |

※ () の値は、大規模盛土造成地における建物被害を加算

2 府による南海トラフ巨大地震の被害想定概要

内閣府の平成 25 (2013) 年 3 月 18 日発表の想定を基に、大阪府域の詳細な地盤データや防潮堤の機能検証等を実施し、大阪府域における被害が最大になるケースの被害想定を集計した。ここでは、堺市域における被害の概要を示す。

| 地震 | | | 南海トラフ巨大地震 | |
|---------------|-----------------|-----|------------------|--------|
| マグニチュード 震度 | | | 9.0~9.1 5強~6弱 | |
| 建物 被害 | 揺れによる被害 | 全壊 | 棟 | 1,199 |
| | | 半壊 | 棟 | 15,981 |
| | 液状化による被害 | 全壊 | 棟 | 5,723 |
| | | 半壊 | 棟 | 15,659 |
| | 津波による被害 | 全壊 | 棟 | 961 |
| | | 半壊 | 棟 | 11,320 |
| | 急傾斜地崩壊による 被害 | 全壊 | 棟 | 5 |
| | | 半壊 | 棟 | 6 |
| | 地震火災による被害 | 全壊 | 棟 | 3,165 |
| | 合計 | 全壊 | 棟 | 11,053 |
| 半壊 | | 棟 | 42,966 | |
| 人的 被害 | 建物倒壊による被害 | 死者 | 人 | 58 |
| | | 負傷者 | 人 | 2,184 |
| | | 重傷者 | 人 | 210 |
| | 津波による被害 | 死者 | 人 | 6,032 |
| | | 負傷者 | 人 | 7,003 |
| | | 重傷者 | 人 | 2,381 |
| | 火災による被害 | 死者 | 人 | 2 |
| | | 負傷者 | 人 | 147 |
| | | 重傷者 | 人 | 41 |
| | ブロック塀等の転落等による被害 | 死者 | 人 | 0 |
| | | 負傷者 | 人 | 105 |
| | | 重傷者 | 人 | 39 |
| | 屋内収容物点等による被害 | 死者 | 人 | 11 |
| | | 負傷者 | 人 | 852 |
| | | 重傷者 | 人 | 142 |
| 合計 | 死者 | 人 | 6,103 | |
| | 負傷者 | 人 | 10,291 | |
| | 重傷者 | 人 | 2,813 | |
| 避難所生活者 (1日後) | | | 人 | 74,402 |

※人的被害は、「冬 18 時」及び「早期避難率低」のケースの推計値を採用

3 本計画が対象とする地震

本計画において対象とする地震は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、津波や液状化による被害の大きい南海トラフ巨大地震の2つの地震とする。ただし、ケースによっては被害分布が大きく異なるものもあり、被害が小さい評価である地域についても注意が必要である。

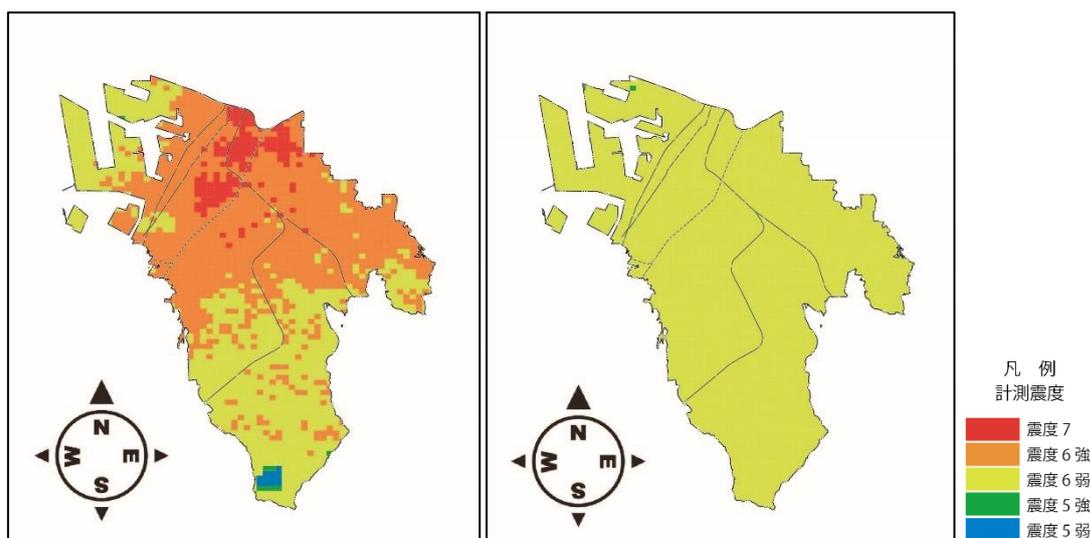
2つの想定地震における推定震度分布を図1及び液状化分布を図3に示す。また、南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域を図2に示す。

推定震度分布において、上町断層帯地震では、堺区から北区にかけ、震度7の地域も見られる等極めて強い揺れに見舞われる。一方で、南海トラフ巨大地震の際は、ほぼ市全域で震度6弱である。

また、推定液状化分布において、上町断層帯地震では、堺区と西区の湾岸部のPL値はほぼ0~25以上が混ざった分布であるが、南海トラフ巨大地震の際は、堺区と西区において、PL値は大半が25以上である。

※PL値とはある地点の液状化の可能性を総合的に判断しようとする指数。

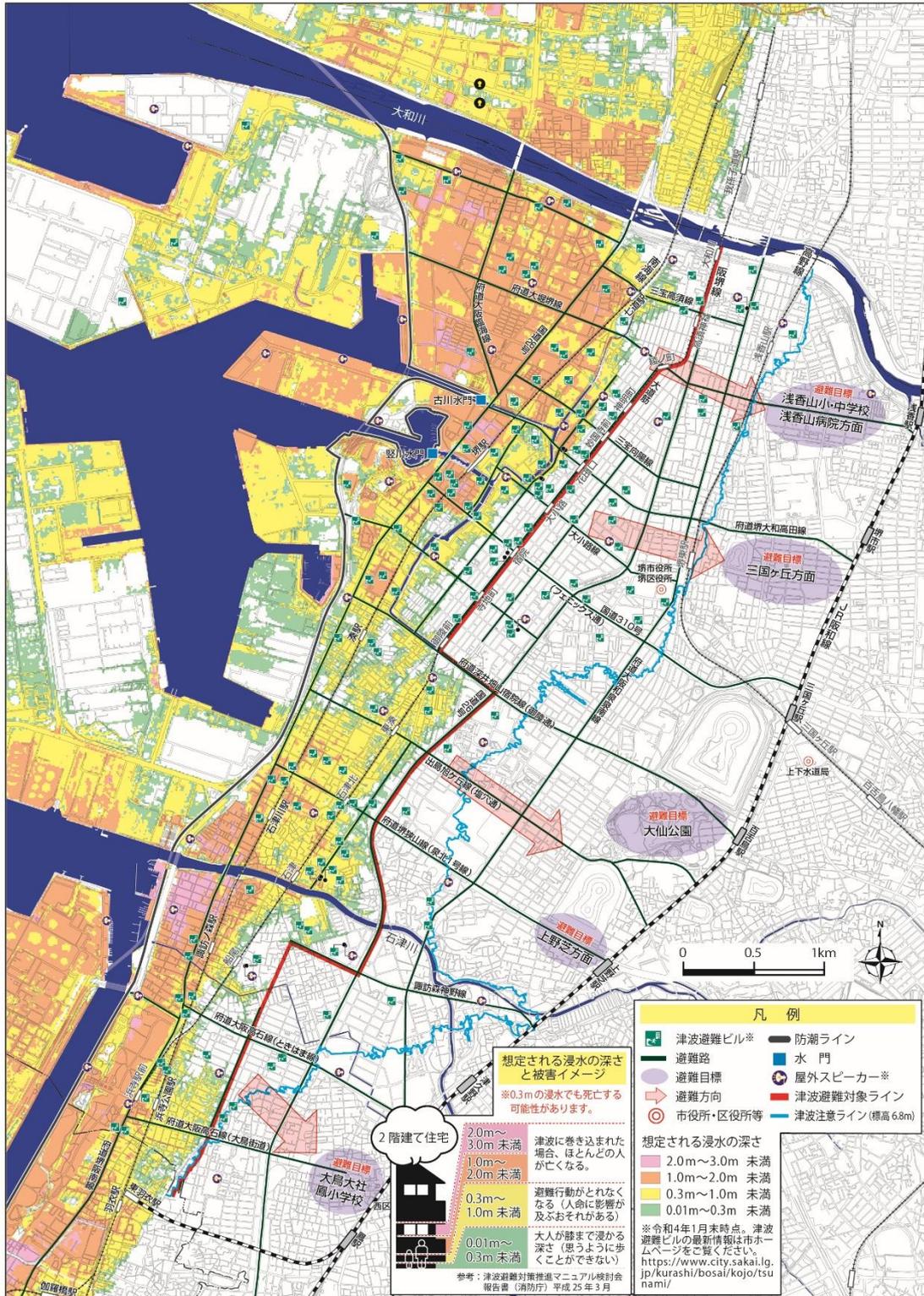
(P14、15【地盤災害】参照)



(a)上町断層帯地震

(b)南海トラフ巨大地震（府被害想定より）

図1 想定地震における震度分布



測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R3JHs 615

※堺市防災マップ(令和4(2022)年3月作成を一部加工)より

図2 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域図

(1) 被害想定結果

対象2地震における被害想定結果の詳細を表2に示す。

表2 対象地震における区別の被害想定結果

| 被害想定項目 | | 上町断層帯地震 | 南海トラフ巨大地震 | |
|----------------|-------|-------------|---------------|-------------|
| 建物被害 (単位：棟) | 全壊棟数 | 堺市（計） | 70,929 | 11,053 |
| | | 堺区 | 25,328 | 2,759 |
| | | 中区 | 11,432 | 779 |
| | | 東区 | 4,422 | 870 |
| | | 西区 | 11,944 | 5,543 |
| | | 南区 | 1,456 | 399 |
| | | 北区 | 14,760 | 369 |
| | | 美原区 | 1,587 | 334 |
| | 焼失棟数 | 堺市（計） | 25,637 | 3,165 |
| | | 堺区 | 6,132 | 8 |
| | | 中区 | 6,001 | 0 |
| | | 東区 | 2,199 | 0 |
| | | 西区 | 5,635 | 3,157 |
| | | 南区 | 32 | 0 |
| | | 北区 | 5,629 | 0 |
| | | 美原区 | 9 | 0 |
| 人的被害 (単位：人) | 死者数 | 堺市（計） | 3,017 | 6,103 |
| | | 堺区 | 1,242 | 3,638 |
| | | 中区 | 481 | 11 |
| | | 東区 | 103 | 12 |
| | | 西区 | 409 | 2,418 |
| | | 南区 | 11 | 9 |
| | | 北区 | 760 | 10 |
| | | 美原区 | 11 | 5 |
| | 避難者数 | 堺市（計） | 138,643 | 74,402（1日後） |
| | | 堺区 | 36,269 | 38,846（1日後） |
| | | 中区 | 24,246 | 7,175（1週間後） |
| | | 東区 | 10,444 | 5,596（1週間後） |
| | | 西区 | 24,263 | 25,995（1日後） |
| | | 南区 | 5,705 | 6,878（1週間後） |
| | | 北区 | 34,219 | 6,730（1週間後） |
| 美原区 | 3,497 | 2,235（1週間後） | | |
| 罹災者 | 堺市（計） | 420,132 | 116,024（1か月後） | |

各推計値とも、最大値を掲載。

上町断層帯地震の死者数は、建物倒壊と火災延焼による死者の合計。

南海トラフ巨大地震の死者数は、建物倒壊、津波、火災、ブロック塀転倒等、屋内落下物等による死者の合計。

南海トラフ巨大地震の避難者数、罹災者数は、各区の最大値となる日の数値を掲載している。

【建物被害】

上町断層帯地震では、堺市の建物の半数近くが揺れによる倒壊又は火災延焼によって、全壊となる。特に、堺区・西区では、木造住宅の大半が全壊となる。

南海トラフ巨大地震の際の被害は、それより小さいとはいえ、約4%の建物が全壊となり、やはり堺区・西区での被害が大きい。このうち、津波による被害は、全壊棟数の9%、半壊棟数の26%を占める。

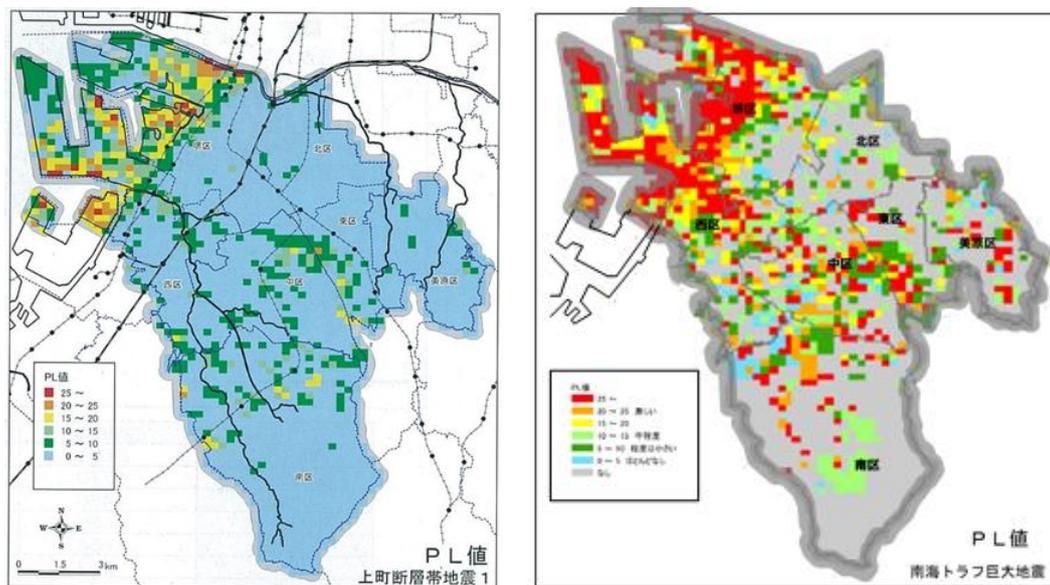
【人的被害】

上町断層帯地震での死者は、冬の18時頃発災の場合が最も多く、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）となる。なお、早朝発災の場合は約2,800人（すべて建物倒壊）で、建物倒壊による死者数としては最悪のケースとなる。特に、堺区での被害が大きく、約4割を占める。住宅を失う罹災者は全市で約42万人に達し、避難所生活者数は約14万人と見込まれる。なお、避難所生活者数は、平成7（1995）年兵庫県南部地震時の神戸でのピーク時の避難所生活者率である33%を用いて、罹災者数から算出したものである。

南海トラフ巨大地震での死者数は、上町断層帯地震を上回る6,103人であり、そのほとんどが津波による死者（6,032人）である。これは、津波に対して早期に避難しあった場合の死者数であり、迅速に避難する場合は、ゼロ人となる。発災1日後の避難所生活者数は約7万4千人と見込まれる。

【地盤災害】

液状化は、上町断層帯地震では阪神高速道路湾岸線より海側のエリアの広域で発生すると予測される。南海トラフ巨大地震の際は堺区と西区にPL値25以上が広く分布し、液状化の可能性は極めて高い。



※大阪府地震被害想定 直下型地震（平成 19（2007）年算出）、南海トラフ巨大地震（平成 25（2013）年 10 月算出）より

(a)上町断層帯地震

(b)南海トラフ巨大地震

図3 想定地震における液状化分布

また、上町断層帯地震では、液状化の可能性が中程度の PL 値 5～10 の値の区域が内陸部に点在する。南海トラフ巨大地震では、液状化の可能性が大きい PL 値 25 以上の区域が臨海部に集中するが、内陸部においても液状化可能性が中及び大の区域が点在する。

大規模盛土造成地上の建物は堺市全域で約 19,000 棟である。特に南区で多く、約 11,000 棟と半数以上に及ぶ。土砂災害警戒区域等も同様に南区に集中しているため、その影響が見込まれる。

【道路交通の被害】

令和 7（2025）年 4 月現在、市が管理する 753 橋の橋りょうのうち、耐震化が必要な橋りょうは 101 橋ある。

細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に堺区を中心に 30～50%と高い閉塞確率である。

一方、南海トラフ巨大地震による道路の被害は、198 か所と推定されている。また、幅員 13m 未満の道路では、4.4%で閉塞が発生すると推定されている。

以下に、大阪府地震被害想定（2007）の上町断層帯地震及び大阪府地震被害想定（2014）の南海トラフ巨大地震によるライフライン被害について示す。なお、上町断層帯地震については、堺市での揺れ・被害が大きいケースの値を示す。

【ライフラインの被害】

・電力

停電率と停電軒数は下記のとおりである。

上町断層帯地震：69.8% 278,290 軒

南海トラフ巨大地震：24.7% 94,365 軒（1日後）

上町断層帯の被害想定に基づく復旧日数については大阪府全域での評価であるが、堺市での被害が大きいケースであるので、堺市での復旧と大阪府全域での復旧はほぼ同時期と考え下記のとおりとした。一方、南海トラフ巨大地震においては堺市単独の被害想定並びに復旧想定である。

上町断層帯地震 B：約 5 日

南海トラフ巨大地震：7 日後の停電率 3.2%

・都市ガス

供給停止戸数は下記のとおりである。

上町断層帯地震：100% 344,000 戸

南海トラフ巨大地震：0% 14,866 戸

上町断層帯地震のケースでの復旧には、約 1～2 か月を大阪府全域で要すると予測される。

・通信

固定電話の被害は以下のとおりである。

上町断層帯地震：回線被災率 13.5%

南海トラフ巨大地震：不通契約数 24.7%（1日後）

輻輳回復には3日、被災回線のサービス復旧には約2週間を要すると予測される。

携帯電話の被害は、上町断層帯地震の被害想定において、基地局設備への直接的な影響はないと想定されている。ただし、基地局を設置している建物に著しい被害が生じる場合（震度7のエリアを想定）、本市の一部でつながりにくくなると想定される。なお、通話輻輳による影響が生じる場合は、通信事業者による通話規制が実施され、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）の提供が開始される。最近の事例から、地震発生当日は、通話は困難な状態になると想定される。

・上水道

大阪広域水道企業団事業継続計画では上町断層帯地震による被害想定として、大規模な管路・施設被害、また広域的な停電によるポンプ場等の停止を想定しているため、本市においては最悪のケースとして、大阪広域水道企業団からの受水停止を想定している。この場合、発災数時間程度で市内全域が断水状態となる。

また、南海トラフ巨大地震の被害想定は行っていないが、上町断層帯地震による被害想定内とした。

復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震とも 25 日

・下水道

下水道の被害は下記のとおりである。なお、上町断層帯地震の被害及び復旧日数については、堺市下水道 BCP（業務継続計画）【管路・マンホールポンプ】地震編（第4版）による。

下水管きよ被害率：25.0%（延長約 830km、マンホールポンプ被害 約 60 基）

下水処理場及びポンプ場について、被害規模は施設により異なるが、最低限必要な揚水機能及び消毒機能については大きく損なわれないと想定している。

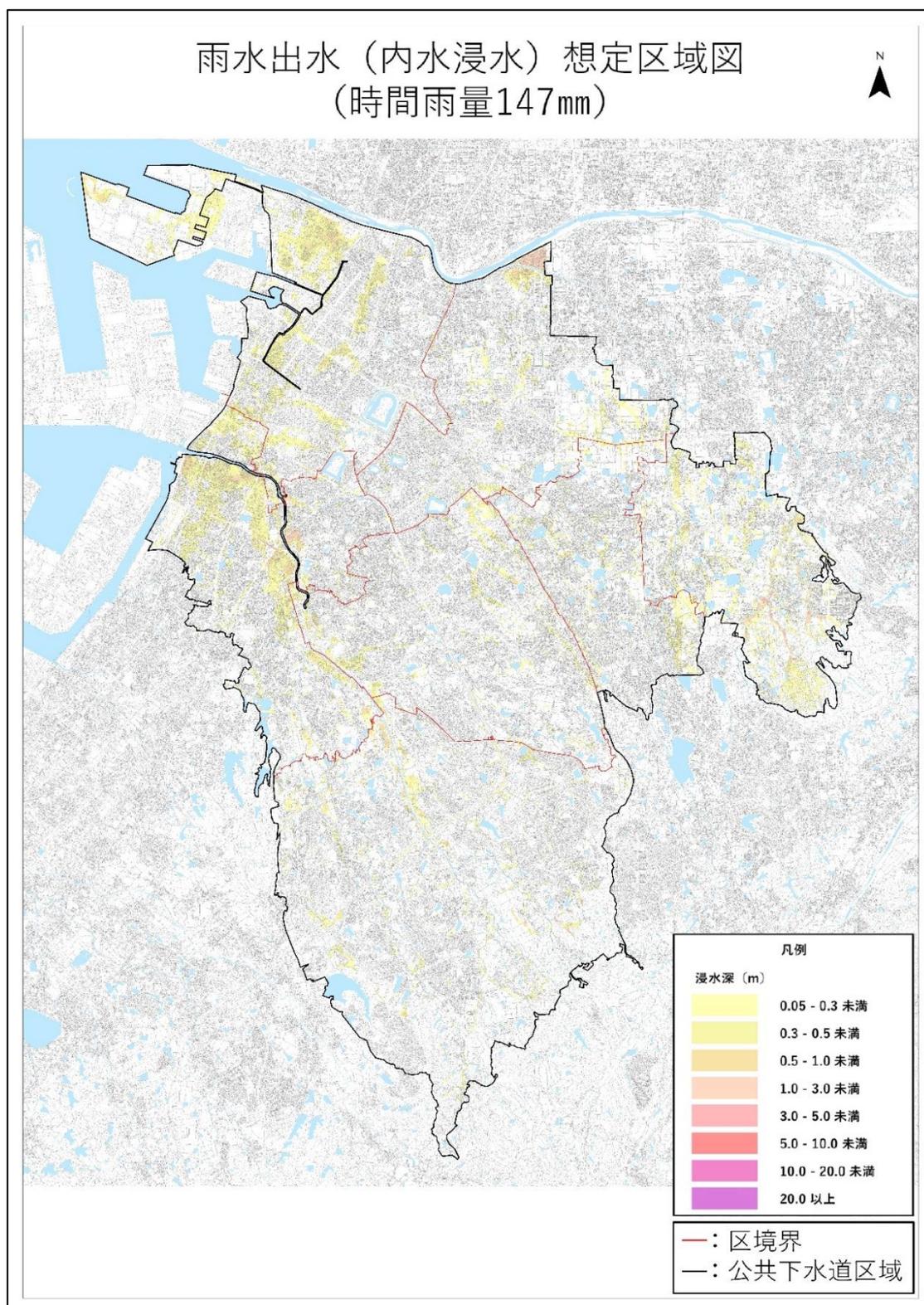
ただし、一部機能（水処理機能等）は損傷を受けることを見込む。

南海トラフ巨大地震における被害想定については、下水管きよ被害率 21.0%（延長約 690 km、マンホールポンプ被害 約 50 基）。

下水処理場及びポンプ場の被害想定については、地震動による被害は上町断層帯地震による被害想定内とする。ただし、津波浸水による電気系統の故障により揚水機能及び水処理機能等の機能停止が想定される。

4 風水害の各種リスク**(1) 雨水出水（内水浸水）**

市では、本市で想定される最大降水量（時間雨量：147mm）の雨が、市全域に降った場合の浸水想定区域を次のように想定している。



※想定し得る最大規模の降雨（時間雨量：147mm）によって浸水が想定される区域（令和7（2025）年9月、堺市上下水道局）より

図4 雨水出水（内水浸水）浸水想定区域図

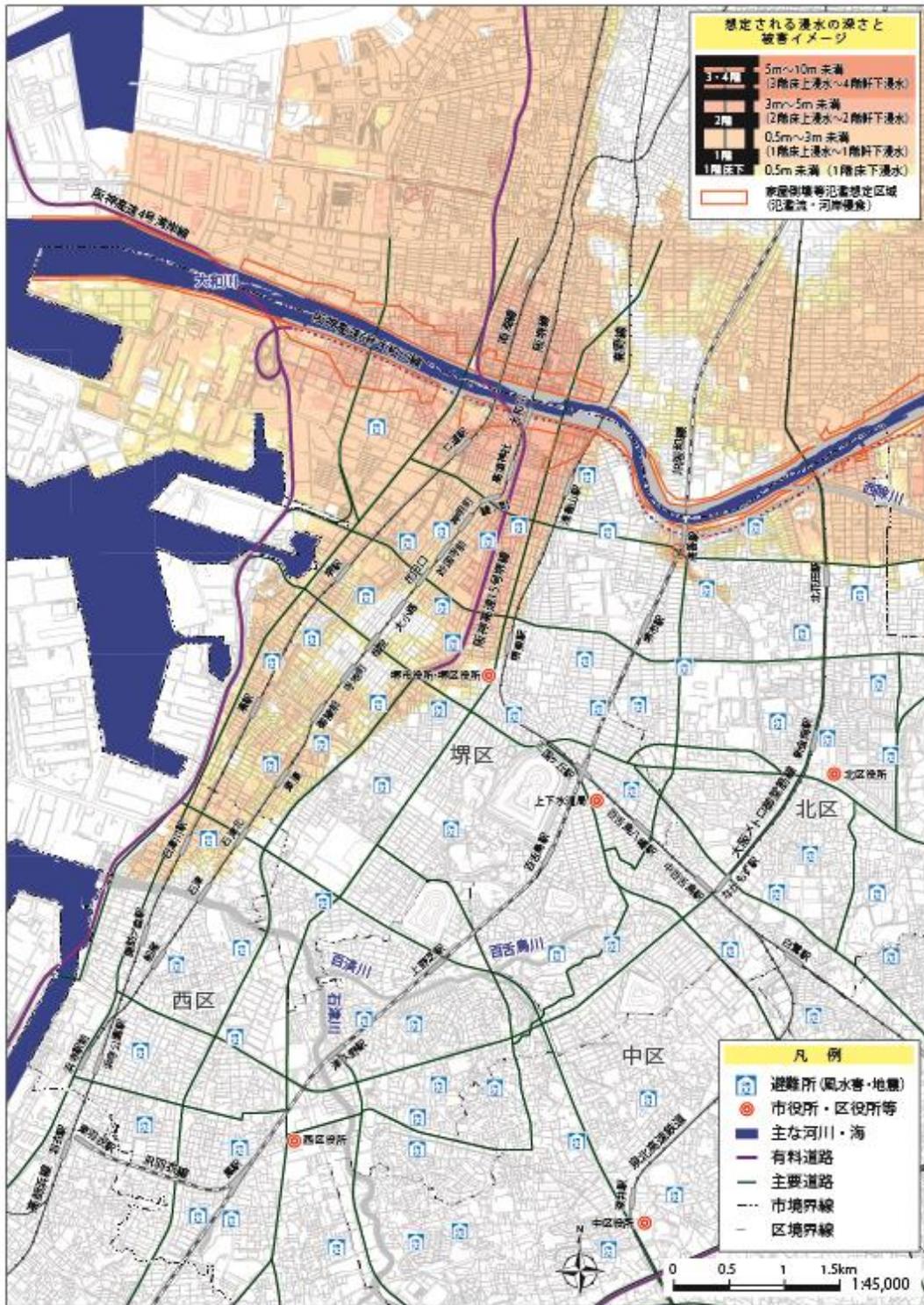
(2) 洪水氾濫・土砂災害

大和川については、大和川流域に12時間総雨量316mmが降った場合の浸水想定区域を想定している。(平成28(2016)年5月 国土交通省大和川河川事務所)

石津川については、想定最大規模の大雨(24時間総雨量931.4mm、1時間最大雨量103.7mm、令和元(2020)年11月30日)及び200年に一度の大雨(おおむね時間雨量:1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm、平成24(2012)年6月大阪府)が降った場合の浸水想定区域を想定している。

西除川・東除川については、想定最大規模の大雨(24時間総雨量904.1mm、1時間最大雨量102.5mm、令和元(2019)年11月26日)及び200年に一度の大雨(おおむね時間雨量:1時間最大83mm、24時間最大256.7mm、平成24(2012)年8月大阪府)が降った場合の浸水想定区域を想定している。

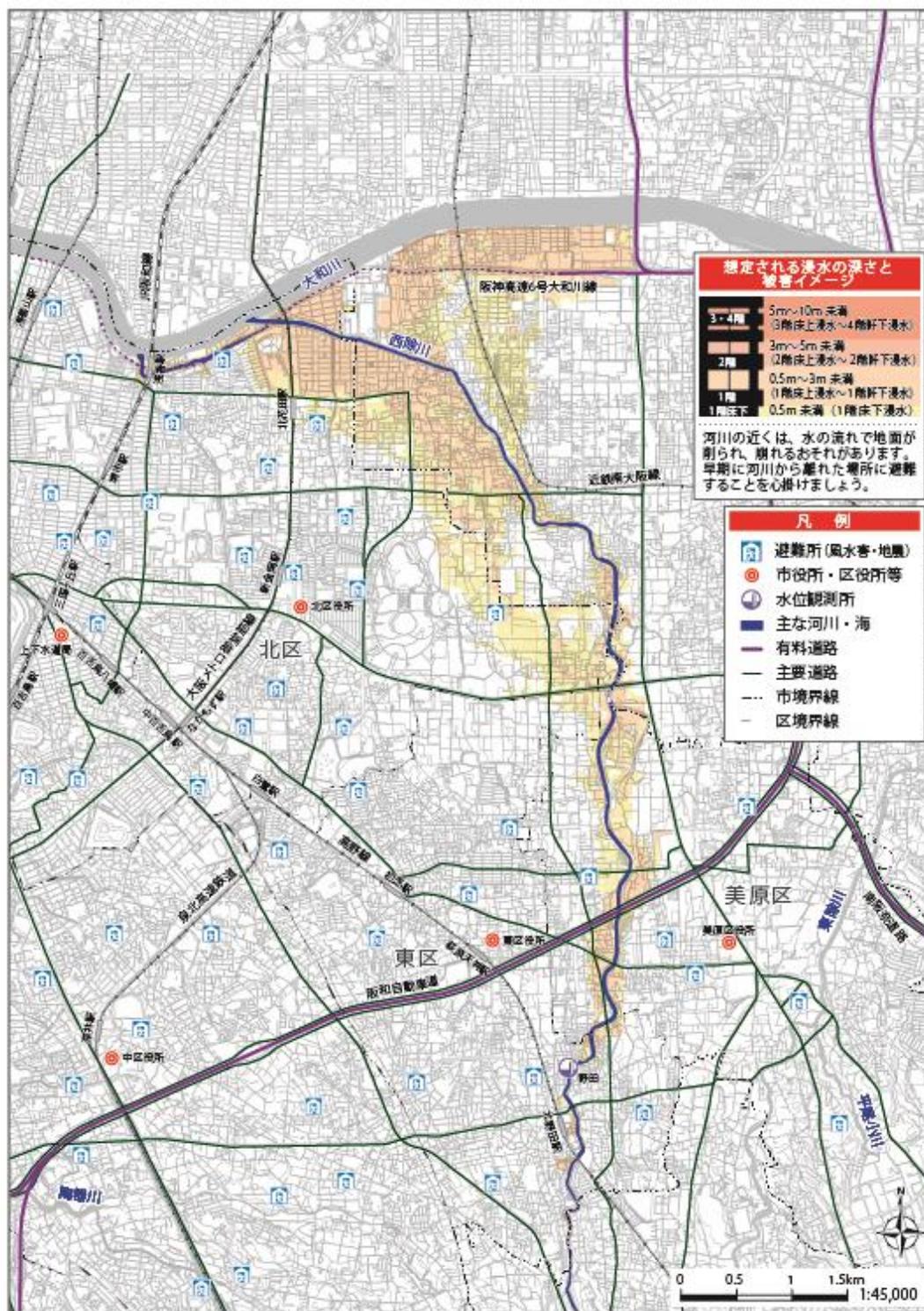
土砂災害については、府が指定する土砂災害(特別)警戒区域を想定している。



※大和川流域に12時間総雨量316mmが降った時に、大和川が氾濫した予測結果に基づく浸水想定区域（平成28（2016）年5月、国土交通省大和川河川事務所）

※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

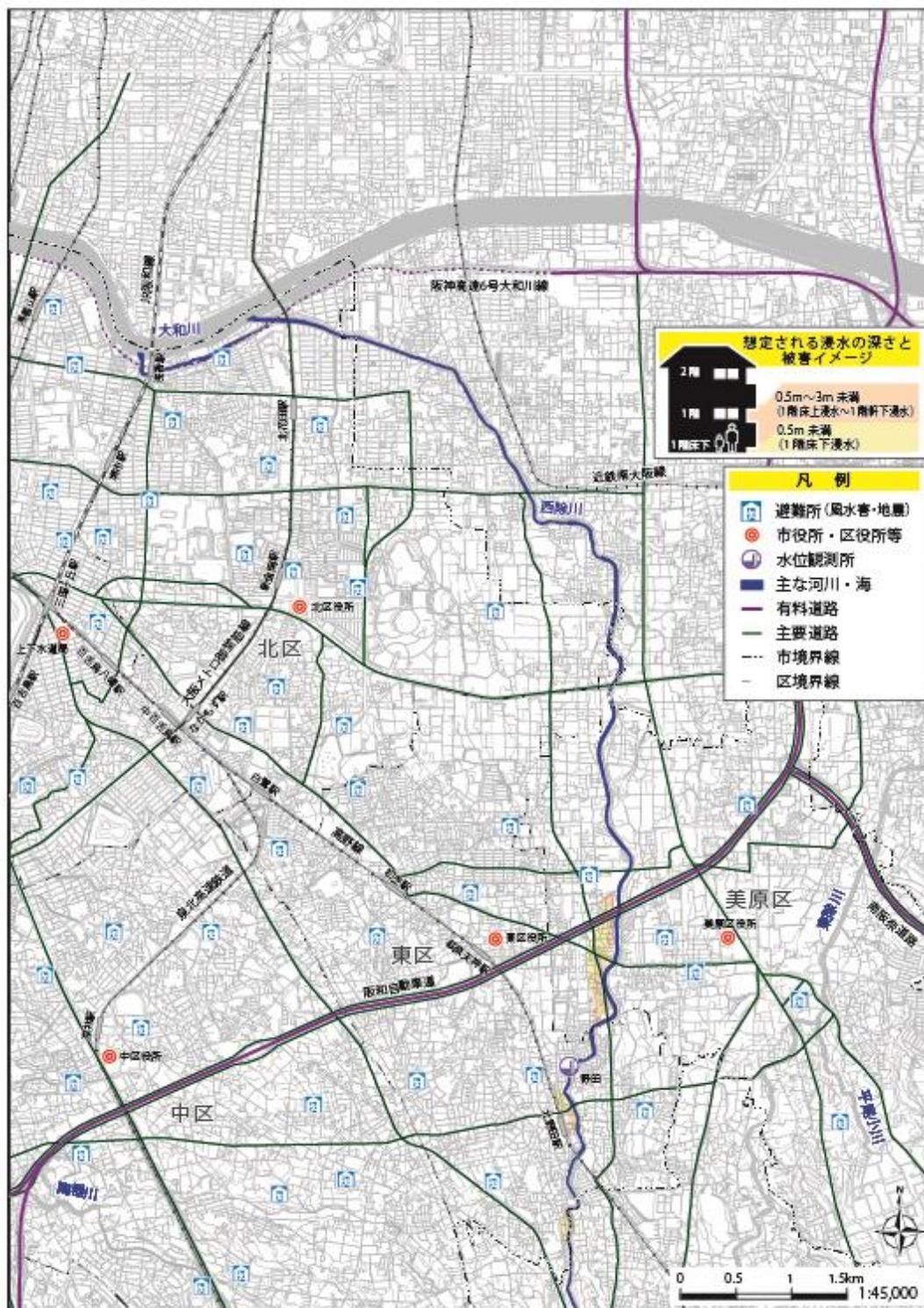
図5 大和川浸水想定区域図



※想定し得る最大規模の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の西除川の洪水を想定した結果（令和元（2019）年11月、大阪府）

※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

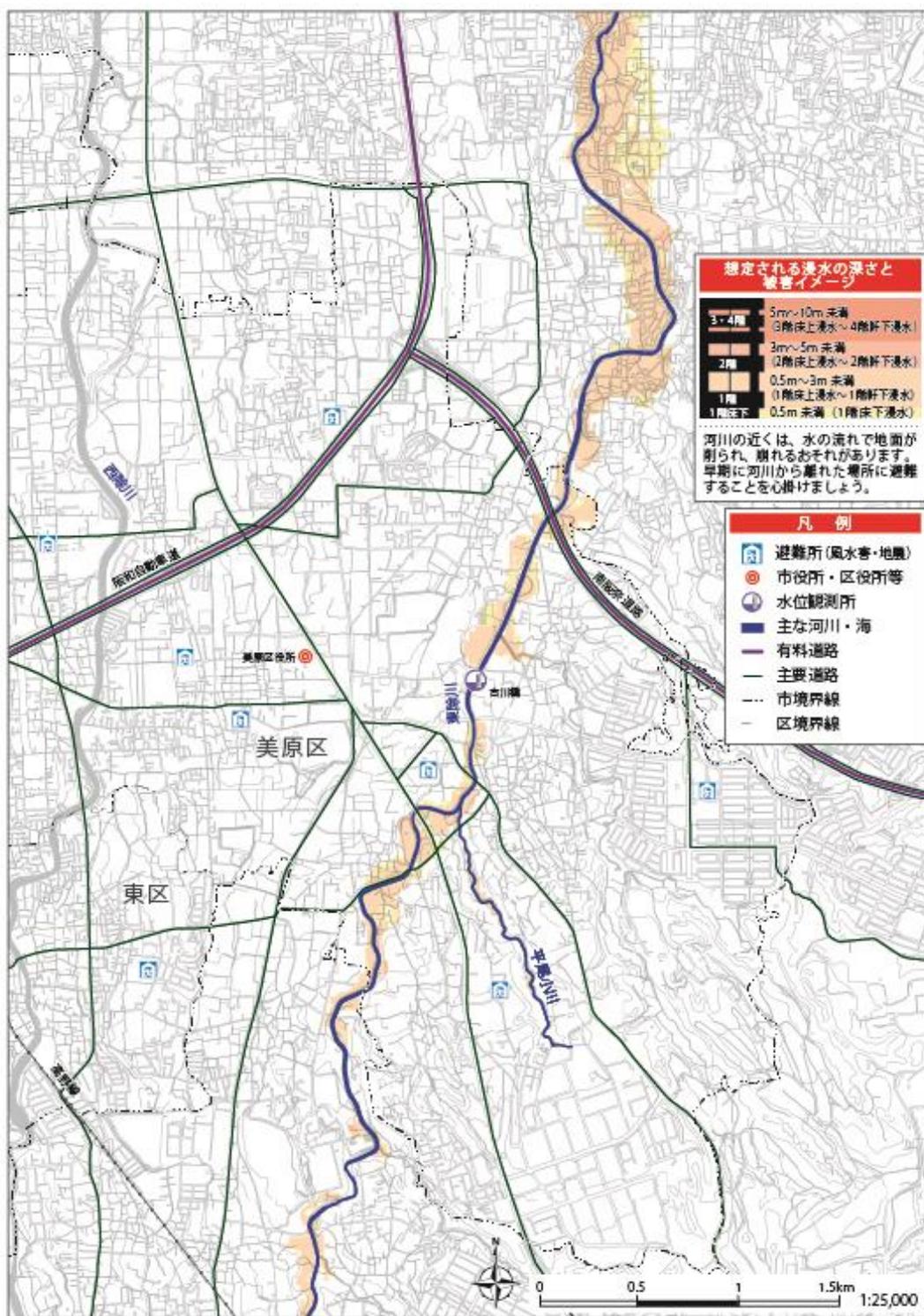
図6 西除川浸水想定区域図（大雨特別警報が予想されるとき）



※200年に一度の大雨(おおむね時間雨量:1時間最大83mm、24時間最大256.7mm)が降った場合の西除川の洪水を想定した結果(平成24(2012)年8月、大阪府)

※堺市防災マップ(令和4(2022)年3月作成を一部加工)より

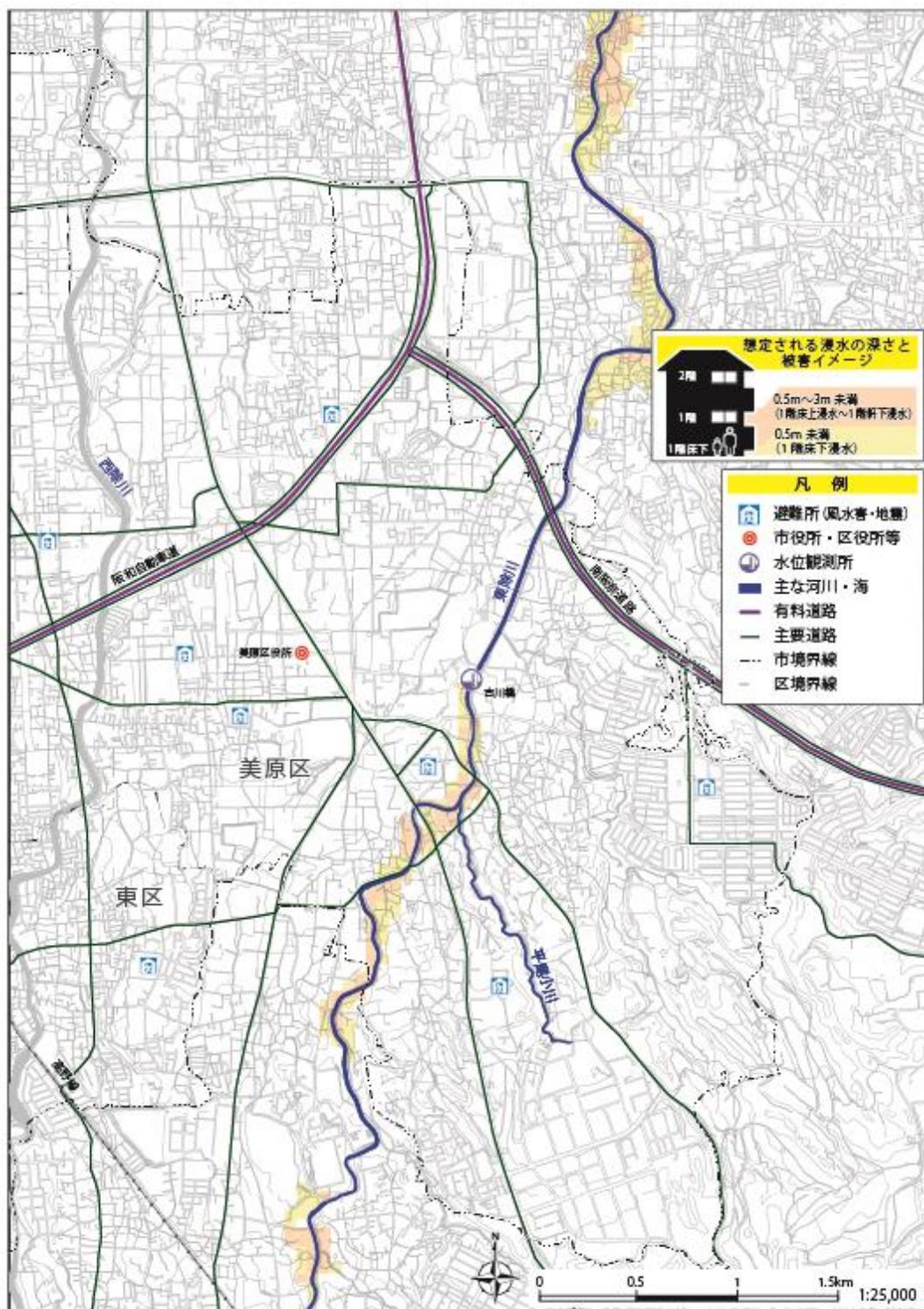
図7 西除川浸水想定区域図(大雨特別警報が予想されないとき)



※想定し得る最大規模の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の東除川の洪水を想定した結果（令和元（2019）年11月、大阪府）

※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

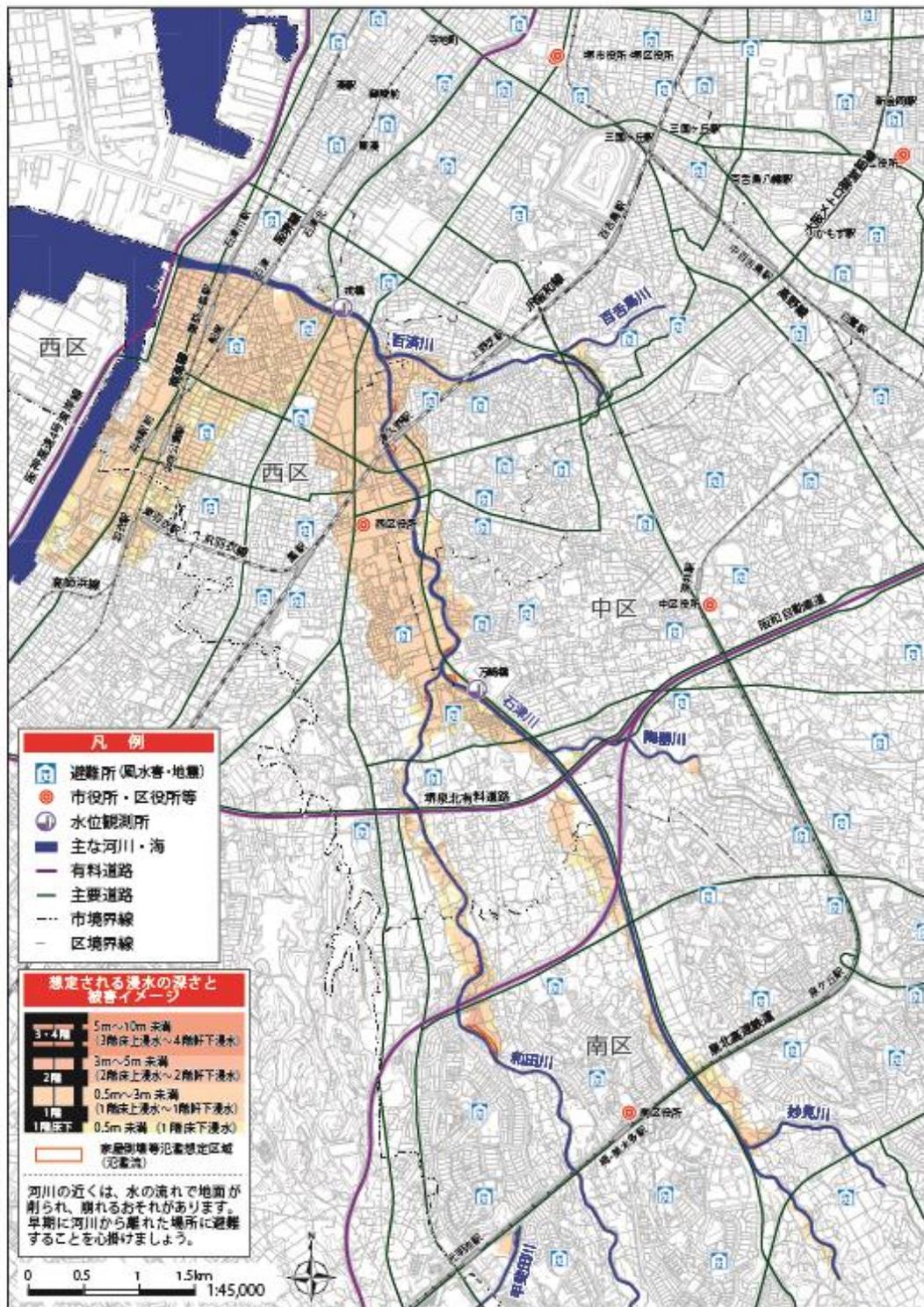
図8 東除川浸水想定区域図（大雨特別警報が予想されるとき）



※200年に一度の大雨(おおむね時間雨量:1時間最大83mm、24時間最大256.7mm)が降った場合の東除川の洪水を想定した結果(平成24(2012)年8月、大阪府)

※堺市防災マップ(令和4(2022)年3月作成を一部加工)より

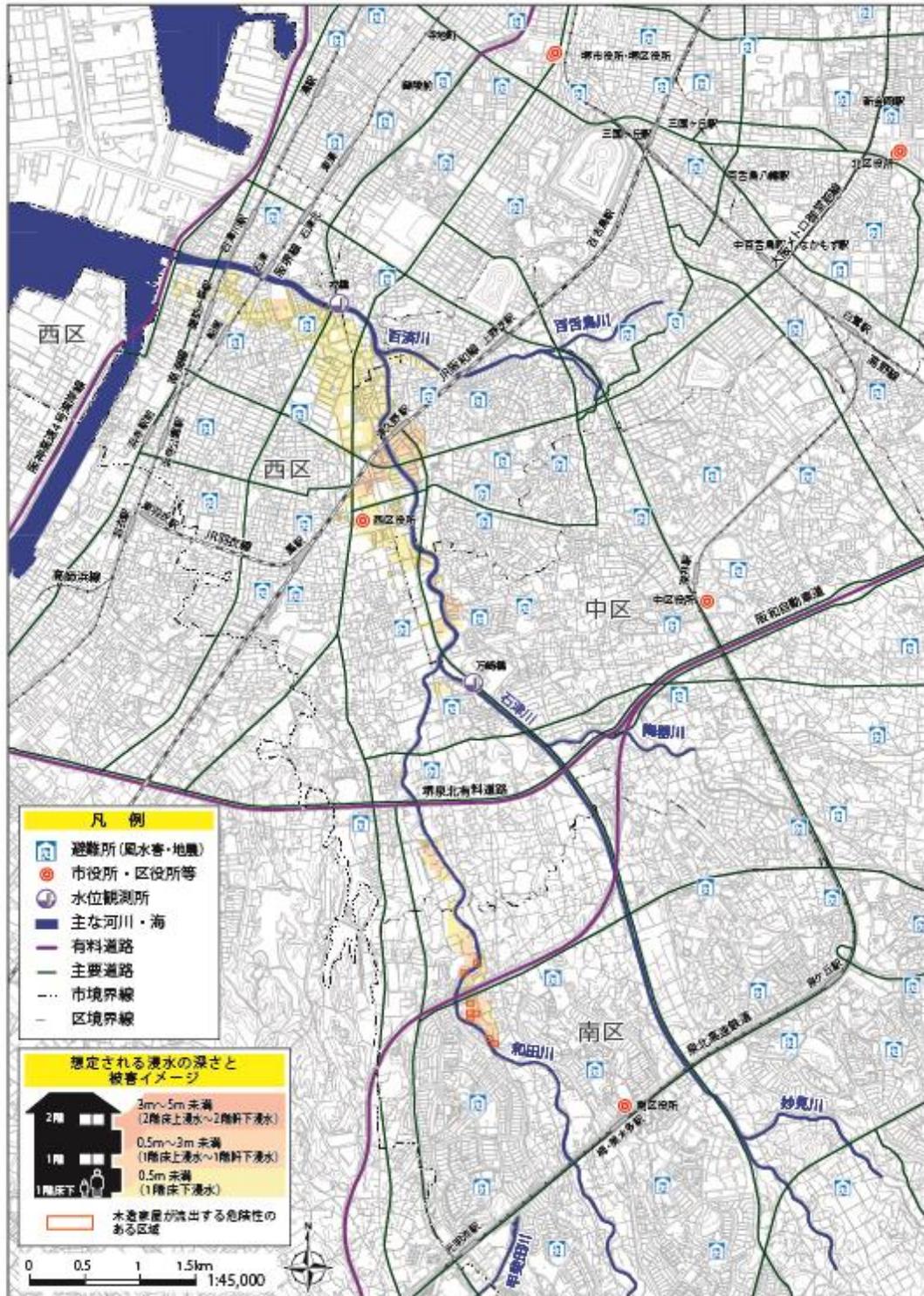
図9 東除川浸水想定区域図(大雨特別警報が予想されないとき)



※想定し得る最大規模の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大103.7mm、24時間931.4mm）が降った場合の石津川の洪水を想定した結果（令和元（2019）年11月、大阪府）

※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

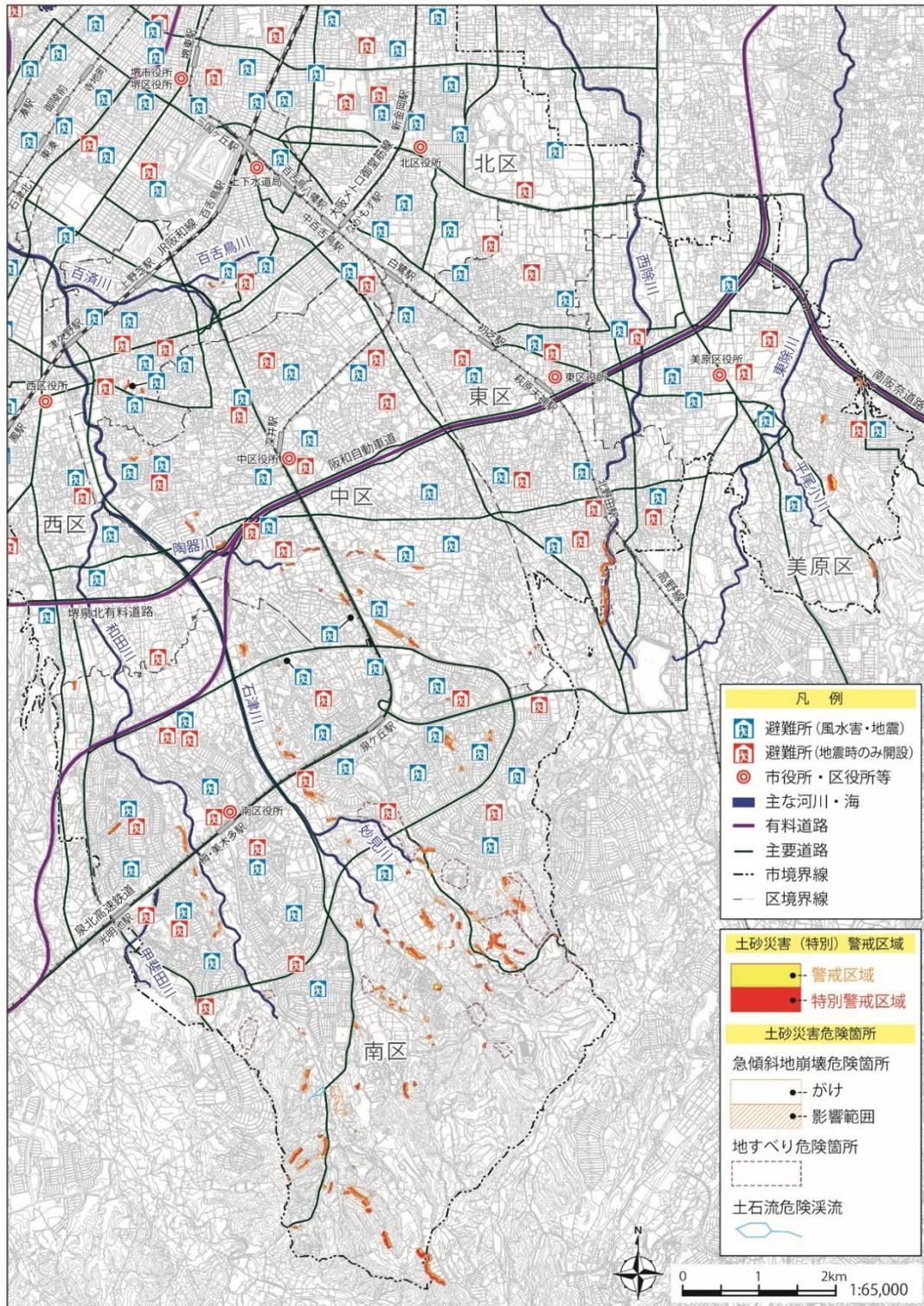
図10 石津川浸水想定区域図（大雨特別警報が予想されるとき）



※200年に一度の大雨(おおむね時間雨量:1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm)が降った場合の石津川水系の洪水を想定した結果(平成24(2012)年6月、大阪府)

※堺市防災マップ(令和4(2022)3月作成を一部加工)より

図11 石津川浸水想定区域図(大雨特別警報が予想されないとき)



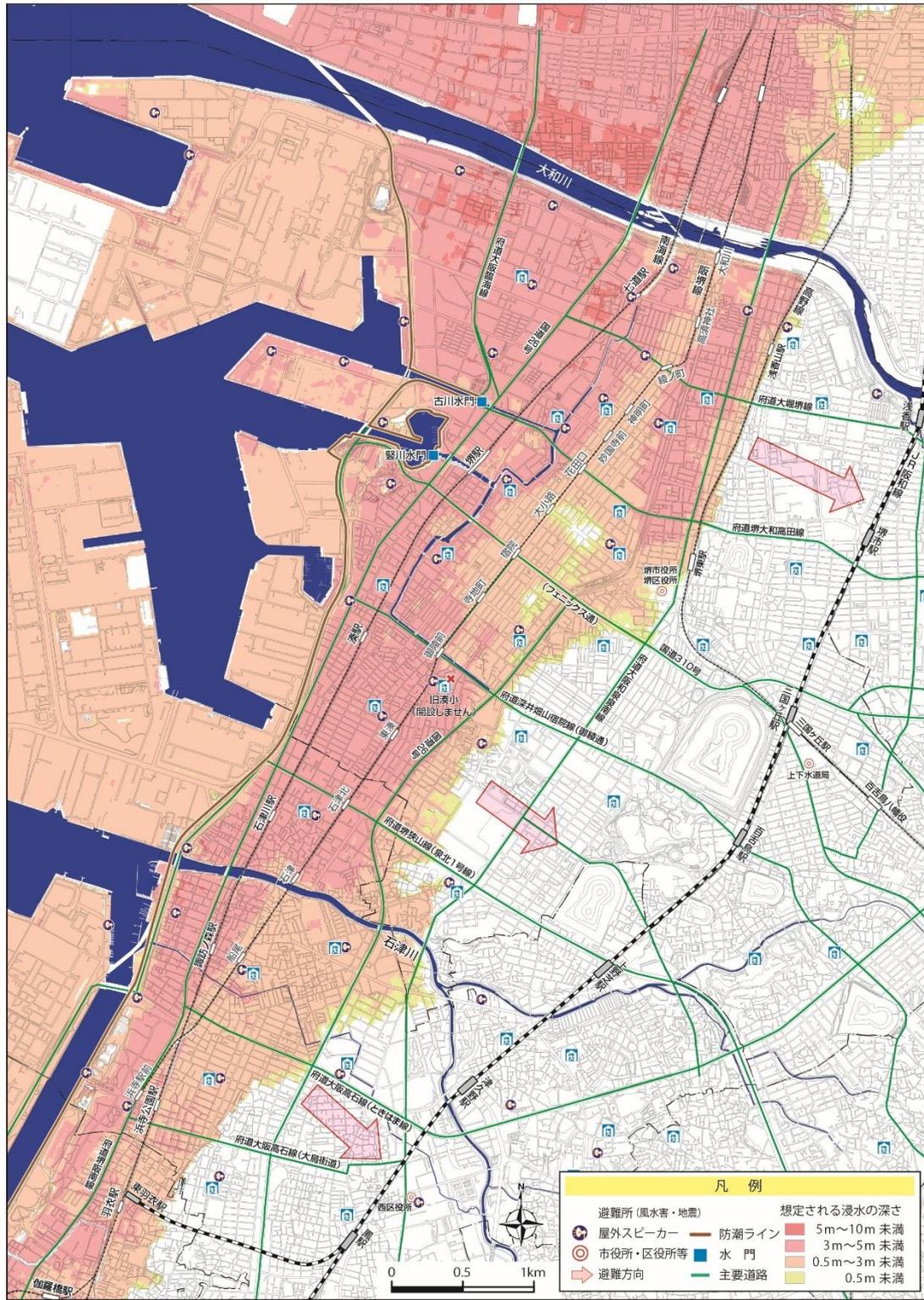
※平成 28 (2016) 年 9月9日に大阪府が告示した土砂災害(特別)警戒区域の情報を更新

※堺市防災マップ(令和 4 (2022) 年 3月作成を一部加工)より

図 12 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

(3) 高潮

高潮については、想定される最大の台風（中心気圧 910hPa、移動速度 73km/h）が、大阪湾に最も大きな高潮を発生させる経路（大阪湾の西側 20km～60km を通過）で、大潮の時期の満潮の時に上陸した場合を想定している。



※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

図13 高潮浸水想定区域図

第2 南海トラフ地震防災対策推進計画

【危機管理室】

南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 14 (2002) 年 7 月 (最終改正平成 30 (2018) 年 5 月) に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第 3 条の規定に基づき、平成 26 (2014) 年 3 月 28 日時点で 1 都 2 府 26 県 707 市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域 (以下「推進地域」という。) として指定された。府では現在、本市をはじめ 42 市町村が推進地域に指定されている。(平成 26 (2014) 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号)

南海トラフ地震防災対策推進計画は、同法第 5 条第 2 項の規定に基づき作成するものであり、本市においても南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震・津波防災体制の推進を図る。

第4節 防災関係機関の業務大綱

【第4節の構成】

| | | |
|------------------------|--------------------|------|
| 第4節 防災関係機関の 業務大綱 | 第1 堺市 | P.31 |
| | 主担当：各局共通 | |
| | 第2 大阪府 | P.42 |
| | 主担当：府 | |
| | 第3 府警察 | P.42 |
| | 主担当：府警察 | |
| | 第4 関西広域連合 | P.43 |
| | 主担当：関西広域連合 | |
| | 第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団） | P.43 |
| | 主担当：自衛隊（陸上自衛隊第3師団） | |
| | 第6 指定地方行政機関 | P.43 |
| | 主担当：指定地方行政機関 | |
| | 第7 指定公共機関 | P.45 |
| | 主担当：各指定公共機関 | |
| | 第8 指定地方公共機関 | P.48 |
| | 主担当：各指定地方公共機関 | |
| | 第9 公共的団体 | P.49 |
| | 主担当：危機管理室 | |

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 堺市

【各局共通】

1 市長公室

(1) 秘書課

- ア 室内の災害対策の調整に関する事。
- イ 災害対策本部長の諸事に関する事。
- ウ 来賓応対に関する事。

(2) 広報課

- ア 市民への災害情報提供等の広報に関する事。
- イ 災害時緊急ホームページに関する事。

- ウ 報道機関への情報提供及び連絡に関すること。
- エ 報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関すること
- オ 災害映像記録に関すること。
- (3) 市政情報課
 - 市の広聴に関すること。
- (4) 政策企画部
 - ア 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること。
 - イ 政策情報等の支援に関すること。
 - ウ 各政令指定都市との応援等についての連絡調整に関すること。
 - エ 災害後の状況の統計的とりまとめに関すること。

2 危機管理室

- (1) 危機管理課
 - ア 管理室の総合調整に関すること。
 - イ 危機管理の研究及び危機管理体制に関すること。
 - ウ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
 - エ 国民保護計画、国民保護措置等に関すること。
 - オ 国民保護協議会に関すること。
 - カ 災害応急救助の総括に関すること。
 - キ 広域防災及び広域応援に関すること。
 - ク 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
 - ケ 災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。
 - コ 大規模災害被災地等支援基金に関すること。
 - サ 災害における帰宅困難者に関すること。
 - シ 災害対策本部及び危機管理センターに関すること。
 - ス 危機管理対策本部に関すること(他の所管に属するものを除く。)
 - セ 危機事象への初動対応に関すること。
 - ソ 災害対応に係る訓練に関すること。
 - タ 業務継続計画に関すること。
 - チ 受援計画に関すること。
 - ツ 地域防災力育成の総括に関すること。
 - テ 防災行政無線に関すること。
 - ト 防災関連システムに関すること。
 - ナ 防災情報の収集、活用及び発信に関すること。
 - ニ 大阪府石油コンビナート防災計画に関すること。
- (2) 防災課
 - ア 防災対策に関する企画及びその実施に係る総合調整に関すること。

- イ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、設置及び運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- ウ 津波率先避難等協力事業所に関すること。
- エ 水防法（昭和24（1949）年法律第193号）に基づく避難確保計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- オ 災害協定に関すること。
- カ 危機管理に係る職員宿舍及び当直制度に関すること。
- キ 国土強靱化地域計画に関すること。
- ク 地域防災計画に関すること。
- ケ 防災会議に関すること。
- コ ハザードマップの作成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- サ 避難計画に関すること。
- シ 市民の防災減災意識の醸成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- ス 災害における要配慮者に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- セ 災害備蓄及び備蓄物資の供給に関すること。

3 総務局

(1) 行政総務課

- ア 局内の災害対策の調整に関すること。
- イ 災害対策本部の施設面に関すること。
- ウ 本庁舎等の防災に関すること。

(2) 人事部

- ア 職員の服務等に関すること。
- イ 職員の動員体制及び参集状況の把握に関すること。
- ウ 職員の給与、給食に関すること。
- エ 職員の防災研修に関すること。

4 財政局

(1) 資金課

- ア 局内の災害対策の調整に関すること。
- イ 資金措置に関すること。
- ウ 災害時物資供給の調整に関すること。

(2) 財政課

- ア 行財政の指導に関すること。
- イ 災害対策関係予算その他財務に関すること。

(3) 財産活用課

- ア 共用公用車両の運行管理、配車計画に関すること。
- イ 市有建築物等の保険に関すること。

- (4) 契約課
 - ア 災害緊急工事の契約に関する事。
 - イ 業界団体等への応援依頼等に関する事。
- (5) 調達課
 - ア 災害時物資供給に関する事。
 - イ 災害復旧時の復旧用資材等の調達に関する事。
- (6) 税務部
 - ア 災害に関する市税の情報発信に関する事。
 - イ 市税の納期限の延長に関する事。
 - ウ 市税の減免に関する事。
 - エ 市税の徴収猶予に関する事。
 - オ 罹災証明書の発行のための建築物等被害調査に関する事。

5 市民人権局

- (1) 区政推進課
 - ア 局内の災害対策の調整に関する事。
 - イ 区役所との連絡調整に関する事。（他の所管に属するものを除く。）
 - ウ 区役所間の連絡調整に関する事。（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 消費生活センター
 - 物価の監視・安定に係る対策等災害時における消費生活の安全・安心の確保に関する事。
- (3) 市民協働課
 - ア 堺市自治連合協議会等との連絡調整に関する事。
 - イ 日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市各区地区との連絡調整に関する事。
- (4) ダイバーシティ企画課・男女共同参画センター（指定管理者）
 - ア 男女共同参画の視点による災害対策に関する事。
 - イ 男女共同参画の視点による地域の防災組織の活動支援に関する事。
 - ウ 男女共同参画の視点による災害対応の連絡調整に関する事。

6 文化観光局

- (1) 観光企画課
 - 局内の災害対策の調整に関する事。
- (2) 国際課
 - 外国人への支援に関する事。
- (3) 文化財課
 - 文化財の保護に関する事。

7 環境局

- (1) 環境政策課
 - ア 局内の災害対策の調整に関すること。
 - イ 環境局震災廃棄物対策室の総務、広報及び総合調整に関すること。
 - ウ 応急仮設トイレ、消毒剤等の確保及び設置に関すること。
- (2) 環境エネルギー課
 - ア 災害時における堺市災害対策本部及び他部局との連絡に関すること。
 - イ 災害時における廃棄物等の処理に係る道路状況等の情報収集に関すること。
- (3) 環境共生課
 - ア 環境保全に係る情報収集に関すること。
 - イ アスベストの飛散防止策の総括に関すること。
- (4) 環境対策課
 - ア 倒壊家屋等の災害廃棄物（がれき）の処理に関すること。
 - イ 管理化学物質に係る災害応急対策に関すること。
 - ウ 災害時のチタン廃棄物対応に関すること。
- (5) 環境事業管理課
 - ア 災害時における一般廃棄物の処理計画等の策定に関すること。
 - イ 災害時における廃棄物等の処理に係る府、災害協定市等への支援要請に関すること。
- (6) 環境業務課
 - ア 災害時における一般廃棄物の収集計画等の策定及び収集に関すること。
- (7) クリーンセンター
 - ア 廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
 - イ 災害時における一般廃棄物の受入れ及び処理に関すること。

8 健康福祉局

- (1) 健康福祉総務課
 - ア 局内の災害対策の調整に関すること。
- (2) 地域共生推進課
 - ア 福祉避難所に関すること。
 - イ 避難行動要支援者名簿に関すること。
 - ウ 個別避難計画に関すること。
 - エ 市が要請し、堺市社会福祉協議会が開設・運営する災害ボランティアセンターに係る連絡・調整に関すること。
- (3) 長寿社会部
 - ア 福祉避難所に関すること。
- (4) 長寿支援課
 - ア 避難行動要支援者（対象は高齢者）の避難に関すること。
 - イ 避難行動要支援者（対象は高齢者）に対する福祉サービスに関すること。

- (5) 介護保険課
要介護認定者等の避難に関すること。
- (6) 介護事業者課
所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。
- (7) 障害福祉部
福祉避難所に関すること。
- (8) 障害施策推進課
障害者等に対する福祉サービスに関すること。
- (9) 障害支援課
 - ア 避難行動要支援者（対象者は局所管分）避難支援の仕組み化に関すること。
 - イ 障害者等の避難に関すること。
 - ウ 所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。
 - エ 障害者等に対する福祉サービスに関すること。
- (10) 障害福祉サービス課
障害者等に対する福祉サービスに関すること。
- (11) 健康医療政策課
 - ア 災害時の医療体制の整備計画に関すること。
 - イ 災害時における保健衛生に関すること。
 - ウ 医師会等との協定に関すること。
 - エ 保健師の派遣要請及び調整に関すること。
- (12) 斎場
災害時における遺体の火葬処理に関すること。
- (13) 精神保健課・こころの健康センター
災害時におけるこころのケアに関すること。
- (14) 保健所
 - ア 災害時の医療体制の整備計画に関すること。
 - イ 災害時医薬品の備蓄及び医療器材の整備に関すること。
 - ウ 感染症対策に関すること。
 - エ 毒物・劇物の災害予防に関すること。
 - オ 食品衛生の監視に関すること。
 - カ 飲食物の安全確保に関すること。
 - キ 被災した家庭動物の一時収容等の対策に関すること。
 - ク 健康危機管理体制の整備に関すること。

9 子ども青少年局

- (1) 子ども企画課
局内の災害対策の調整に関すること。

- (2) 子ども育成課
 - 妊産婦、乳幼児とその保護者への支援に関すること。
- (3) 子育て支援部
 - ア 乳幼児の安全の確保に関すること。
 - イ 市内認定こども園や保育所等への支援に関すること。
 - ウ 災害時における臨時保育に関すること。
- (4) 子ども相談所
 - 災害時における一時保護所及び児童養護施設等への入所児童に対する危機管理に関すること。

10 産業振興局

- (1) 産業企画課
 - 局内の災害対策の調整に関すること。
- (2) 港湾事務所
 - 港湾における船舶対策に関すること。
- (3) 地域産業課
 - 中小企業に対する災害特別融資に関すること。
- (4) 雇用推進課
 - ア 被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること。
 - イ 災害による離職者に対する就職あっせんの要請に関すること。
- (5) 農水産課
 - ア 被災農水産業者に対する災害融資に関すること。
 - イ 農作物及び家畜の防疫に関すること。
 - ウ 漁港施設対策に関すること。
 - エ 堺市立青果地方卸売市場の活動把握に関すること。
- (6) 農業土木課
 - ア 農業施設の防災計画に関すること。
 - イ ため池防災に関すること。
 - ウ 土地改良事業に関すること。
 - エ 耕地関係復旧事業の指導調整に関すること。

11 建築都市局

- (1) 建築都市総務課
 - ア 局内の災害対策の調整に関すること。
 - イ 管下事業主体の対策調整に関すること。
- (2) 都市計画課
 - ア 防火地域・準防火地域の指定に関すること。
 - イ 災害に強い安全で安心な都市の形成に係る企画・立案に関すること。

- (3) 交通政策課
 - 公共交通関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 都市整備推進課
 - ア 市街地再開発事業等に関わる事業の促進に関すること。
 - イ 密集住宅市街地の整備推進に関すること。
 - ウ 土地区画整理事業に関わる事業の推進に関すること。
 - エ 鳳駅南地域に関わる防災空間や市街地の整備推進に関すること。
- (5) 都心未来創造課
 - 基幹的広域防災拠点の整備促進に関すること。
- (6) 住宅施策推進課
 - ア 公営住宅復旧計画に関すること。
 - イ 災害公営住宅整備に関すること。
 - ウ 応急仮設住宅建設用地の確保等事前準備に関すること。
 - エ 応急仮設住宅建設に関すること。
 - オ 住宅に関する相談窓口の設置に関すること。
 - カ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に関すること。
 - キ 住宅復興計画の策定に関すること。
- (7) 住宅管理課・住宅改良課
 - ア 被災市営住宅の応急対策に関すること。
 - イ 既設市営住宅の復旧に関すること。
- (8) 大仙西地区整備室
 - ア 災害公営住宅整備に関すること。
 - イ 応急仮設住宅建設に関すること。
- (9) 建築監理課・建築課・設備課
 - ア 市有建築物（新築）の耐震化に関すること。
 - イ 市有建築物（既設）の耐震化促進に関すること。
 - ウ 応急仮設住宅建設に関すること。
 - エ 市有建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。
- (10) 開発調整部
 - ア 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定実施本部に関すること。
 - イ 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の派遣要請及び調整に関すること。
 - ウ 宅地造成等工事規制区域及び造成宅地防災区域等の指定に関すること。
 - エ 被災宅地危険度判定制度の整備及び判定実施に関すること。
 - オ 建築物の防火、避難対策の促進に関すること。
 - カ 民間建築物の耐震化促進に関すること。
 - キ 宅地防災パトロールの活動に関すること。
 - ク 被災建築物応急危険度判定制度の整備及び判定実施に関すること。

12 建設局

- (1) 建設総務課
 - 局内の災害対策の調整に関すること。
- (2) 土木監理課
 - ア 土木部内の災害対策の調整に関すること。
 - イ 河川、海岸等の水防に関すること。
 - ウ 道路交通の確保に関すること。
- (3) 地域整備事務所（西部、北部、南部）
 - ア 道路の被害等の調査及び応急復旧に関すること。
 - イ 道路における障害物の排除に関すること。
- (4) 路政課
 - ア 道路交通情報盤等に関すること。
 - イ 道路区域の確認に関すること。
- (5) 河川水路課
 - ア 河川等の整備に関すること。
 - イ 土砂災害警戒区域等の把握及び調整に関すること。
 - ウ 河川の被害等の調査及び応急復旧に関すること。
- (6) 道路整備課
 - 緊急交通路等における橋りよの耐震化等に関すること。
- (7) 道路計画課
 - 都市計画道路の整備に関すること。
- (8) 公園監理課
 - 公園施設の適正管理に関すること。
- (9) 公園緑地整備課
 - ア 避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園の整備に関すること。
 - イ 防災に資する緑の保全と創出に係る基本計画及び施行に関すること。
- (10) 公園事務所（大浜、大仙、原池、泉ヶ丘）
 - ア 公園施設の適正管理に関すること。
 - イ 公園施設の被害等の調査及び応急復旧に関すること。

13 区役所

- (1) 企画総務課等（各所管課については堺市事務分掌規則第3条別表第3を参照）
 - ア 区内の災害対策の調整に関すること。
 - イ 区災害対策本部事務局の運営に関すること。
 - ウ 災害対策本部、現地災害対策本部との連絡調整に関すること。
 - エ 区役所庁舎等の防災に関すること。（堺区役所を除く。）
 - オ 被害情報の収集・伝達・記録に関すること。
 - カ 市民相談に関すること。

- キ 災害用物資・資機材の備蓄管理に関する事。
- ク 避難行動に関する事。
- ケ 救助・救急活動に関する事。
- コ 災害時物資供給に関する事。
- サ 自主防災組織に関する事。
- シ 日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市地区本部との連絡調整に関する事。
- ス 区域を対象とする防災啓発や訓練の企画に関する事。
- セ 災害救助法による給付に関する事。
- ソ 被災者生活再建支援法による給付に関する事。
- タ 堺市各区赤十字奉仕団との連携調整に関する事。
- (2) 市民課
 - 罹災証明書発行に関する事。
- (3) 保健福祉総合センター
 - ア 災害ボランティアの連絡・調整に関する事。
 - イ 避難行動要支援者対策の実施に関する事。
 - ウ 被災地の保健活動に関する事。

14 消防局

- ア 消防に関する組織の整備に関する事。
- イ 消防に関する教育及び訓練に関する事。
- ウ 消防に関する物資、資機材の整備に関する事。
- エ 消防施設の充実整備に関する事。
- オ 災害通信伝達体制の整備に関する事。
- カ 消防相互応援体制の整備に関する事。
- キ 災害情報の収集に関する事。
- ク 消防、水防その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事。
- ケ 救助、救急、救護活動に関する事。
- コ 消防施設の災害復旧に関する事。
- サ 消防活動情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- シ 消防活動要員の確保に関する事。
- ス 消防団の要請及び指揮に関する事。
- セ 消防計画に関する事。
- ソ 堺市総合防災センターに関する事。
- タ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握（消防団）
- チ 市民の避難誘導の実施（消防団）
- ツ 消火活動及び救助活動の実施（消防団）

15 会計室

- ア 災害時の公金の出納に係る市指定金融機関との調整に関する事。
- イ 災害時の公金の出納に係る庁内調整に関する事。

16 上下水道局

- ア 水道水の供給確保に関する事。
- イ 上下水道施設の耐震化等に関する事。
- ウ 上下水道施設の被害状況の把握に関する事。
- エ 水道事業及び下水道事業の広域応援の要請に関する事。
- オ 給水の制限・停止に関する事。
- カ 公共下水道の使用制限に関する事。
- キ 上下水道施設の災害復旧事業計画に関する事。
- ク 応急給水及び応急復旧に関する事。
- ケ 上下水道施設の災害対策調整に関する事。
- コ 浸水地域の把握に関する事。

17 教育委員会

- ア 指定避難所（市立学校園等に限る。）に関する事。
- イ 防災教育に関する事。
- ウ 幼児・児童・生徒の安全の確保に関する事。
- エ 災害応急教育に関する事。
- オ 被災幼児・児童・生徒の心身の健康保持に関する事。

第2 大阪府

【府】

1 政策企画部（危機管理室）

- (1) 府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること。
- (2) 市町村等防災機関との調整に関すること。
- (3) 市町村地域防災計画の指導に関すること。
- (4) 国・市町村との連絡に関すること。
- (5) 自衛隊との連絡調整に関すること。
- (6) 津波対策に関すること。
- (7) 市が市民に対して避難のため立退きの勧告、若しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。

2 鳳・富田林土木事務所

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定
- (2) 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の連絡調整等に関すること。
- (3) 府直轄公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の水防管理者等への現地指導、洪水予報等の伝達、被災状況の把握に関すること。

3 大阪港湾局

- (1) 大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること。
- (2) 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること。
- (3) 海務関係官庁との連絡調整に関すること。
- (4) 船舶の対策に関すること。
- (5) 海上の流木処理、流出油の防除措置に関すること。
- (6) 津波・高潮対策に関すること。

4 泉州農と緑の総合事務所

- ため池の防災対策、災害応急対策、水防対策等に関すること。

第3 府警察

【府警察】

- (1) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握及び二次被害の防止に関すること。
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。
- (3) 交通規制・管制に関すること。
- (4) 広域応援等の要請・受入れに関すること。

- (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事。
- (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事。
- (7) 災害資機材の整備に関する事。

第4 関西広域連合

【関西広域連合】

- (1) 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事。
- (2) 大規模広域災害時における構成府県市、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事。
- (3) 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事。
- (4) 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関する事。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

【自衛隊（陸上自衛隊第3師団）】

- (1) 地域防災計画に係る訓練実施に対する支援、協力に関する事。
- (2) 府・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事。

第6 指定地方行政機関

【指定地方行政機関】

1 近畿総合通信局

- (1) 非常通信体制の整備に関する事。
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施に関する事。
- (3) 災害時における電気通信の確保に関する事。
- (4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去に関する事。
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関する事。
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

2 大阪管区気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

3 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備及び管理に関すること。
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
- (3) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
- (8) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること。
- (9) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
- (10) 海上の流出油に対する防除措置に関すること。
- (11) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること。
- (12) 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること。
- (13) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。
- (14) 基幹的広域防災拠点の整備及び復旧に関すること。
- (15) 港湾広域防災区域の指定と大規模災害時の運用管理に関すること。
- (16) 市が市民に対して避難のため立退きの勧告、若しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。

4 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること。
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること。
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請に関すること。
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること。
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報提供に関すること。

5 近畿地方測量部

- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること。
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
- (3) 防災地理情報の整備に関すること。

6 大阪海上保安監部（堺海上保安署）

- (1) 災害の情報収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (2) 海難救助に関すること。

- (3) 船艇及び航空機による飲料水及び救援物資等並びに避難者等の輸送に関すること。
- (4) 流出油等の危険物防除等海域における災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 被災沿岸周辺海域における治安の維持及び犯罪の予防、取締りに関すること。
- (6) 船舶交通の整理規制及び指導等の安全確保に関すること。
- (7) 水路の測量に関すること。
- (8) 航路標識の復旧等に関すること。
- (9) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること。
- (10) 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること。
- (11) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

7 近畿中部防衛局

- (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。
- (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。
- (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

第7 指定公共機関

【各指定公共機関】

1 NTT 西日本株式会社（関西支店）及び株式会社 NTT ドコモ（関西支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

2 KDDI 株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

3 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7)「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

4 楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 携帯電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7)「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

5 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
- (3) 災害時における救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (4) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (5) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (6) 指定避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (7) 救援物資の備蓄に関すること。

6 西日本高速道路株式会社（関西支社）、阪神高速道路株式会社

- (1) 道路施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

7 西日本旅客鉄道株式会社（阪奈支社）

- (1) 鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

- (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。

8 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事。
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関する事。
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。
- (5) 施設の被災状況の情報提供に関する事。

9 日本通運株式会社（堺支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社及び西濃運輸株式会社

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。
- (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。

10 関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) 災害時における電力による二次災害防止に関する事。
- (3) 災害時における電力の供給確保に関する事。
- (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。
- (5) 施設の被災状況の情報提供に関する事。

11 NHK（大阪放送局）

- (1) 防災知識の普及等に関する事。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事。
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関する事。
- (5) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事。
- (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (7) 災害時における広報に関する事。
- (8) 災害時における放送の確保に関する事。
- (9) 災害時における安否情報の提供に関する事。

12 日本郵便株式会社（堺、堺金岡、堺中、鳳、泉北、浜寺、美原）

- (1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事。
- (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。

第8 指定地方公共機関

【各指定地方公共機関】

1 各土地改良区（光明池、狭山池）

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関する事。
- (3) 湛水防除活動に関する事。
- (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事。

2 公益社団法人大阪府看護協会

- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事。
- (2) 被災者に対する看護活動に関する事。

3 南海電気鉄道株式会社（堺駅）、大阪市高速電気軌道株式会社

- (1) 鉄道施設の防災管理に関する事。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
- (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
- (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。

4 各民間放送株式会社

- (1) 防災知識の普及等に関する事。
- (2) 災害時における広報に関する事。
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関する事。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (6) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

5 一般社団法人大阪府トラック協会（泉州支部）

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。
- (2) 災害時における緊急物資等の緊急輸送の協力に関する事。
- (3) 復旧資機材等の輸送協力に関する事。

6 一般社団法人大阪府 LP ガス協会

- (1) LP ガス施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) 災害時における LP ガスによる二次災害防止に関する事。
- (3) 災害時における LP ガス及び LP ガス器具等の供給確保に関する事。
- (4) 被災 LP ガス施設の復旧事業の推進に関する事。

7 大阪広域水道企業団

- (1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事。
- (2) 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事。
- (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事。
- (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事。
- (5) 応急給水及び応急復旧に関する事。
- (6) 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事。

8 大阪府道路公社

- (1) 公社管理道路の整備と防災管理に関する事。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事。

第9 公共的団体

【危機管理室】

1 地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター

- (1) 災害時における医療の提供に関する事。
- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）に関する事。
- (3) 災害時用医薬品・医療器材等の備蓄に関する事。

2 阪堺電気軌道株式会社

- (1) 鉄道又は軌道施設の防災管理に関する事。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
- (4) 災害時における鉄道又は軌道通信施設の利用に関する事。
- (5) 被災施設の復旧事業の推進に関する事。

3 一般社団法人堺市医師会

- (1) 災害時における医療救護活動に関する事。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関する事。

4 一般社団法人堺市歯科医師会、一般社団法人狭山美原歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療救護活動に関する事。
- (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事。

5 一般社団法人堺市薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護に関する事。

- (2) 公衆衛生の活動に関する事。
- (3) 医薬品等の確保及び供給に関する事。

6 社会福祉法人堺市社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティアセンターの開設・運営に関する事。
- (2) 災害ボランティアの募集・受入れ・活動の調整に関する事。
- (3) 災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習・登録に関する事。

第5節 市民、事業者の基本的責務

【第5節の構成】

| | | |
|-------------------------|-------------------------|------|
| 第5節 市民、事業者の 基本的責務 | 第1 市民 | P.51 |
| | 主担当：市民 | |
| | 第2 事業者 | P.52 |
| | 主担当：事業者 | |
| | 第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 | P.53 |
| | 主担当：市民、事業者 | |

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、ともに助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念の下、平時より災害に対する備えを進め、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民

【市民】

市民は、自助、共助の理念の下、平時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 平時の実践事項

- (1) 防災知識を習得すること。
- (2) 家屋等、ブロック塀の耐震性向上及び適正管理、家具の転倒防止の対策をすること。
- (3) ガス器具等の安全点検をすること。
- (4) 避難場所、避難路の確認をすること。
- (5) 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄をすること。
- (6) 自主防災組織等地域の防災訓練へ積極的に参加すること。
- (7) 過去の災害から得られた教訓を伝承すること。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 指定避難所の自主的運営をすること。
- (2) 正確な情報の把握及び伝達をすること。
- (3) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (4) 近隣の負傷者の救出及び救護をすること。
- (5) 避難行動要支援者への支援をすること。

- (6) 適切な避難をすること。
- (7) 防災関係機関が行う防災活動との連携及び協力をすること。

第2 事業者

【事業者】

事業者は、自助、共助の理念の下、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を進め、地域の防災活動に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施し、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

1 平時の実践事項

- (1) 防災体制を整備すること。
- (2) 建築物等の耐震性の向上及び適正管理をすること。
- (3) 施設及び設備等の安全管理をすること。
- (4) 防災訓練を実施すること。
- (5) 従業員への防災知識を普及させること。
- (6) 防災資器材を備蓄すること。
- (7) 飲料水、食料及び生活必需品を備蓄すること。
- (8) 保有する防災資器材を地域の防災活動に活用する等、地域の防災活動への参加及び協力をすること。
- (9) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の策定に努めること。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 正確な情報を把握し伝達すること。
- (2) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (3) 二次災害の防止に努めること。
- (4) 従業員や利用者等の避難誘導をすること。
- (5) 従業員のみならず、市民の負傷者の救出及び救護をすること。

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

【市民、事業者】

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保し、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、市、府、市民及び他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第6節 計画の習熟

【危機管理室】

市及び防災関係機関等は、平時における計画の円滑な実施を図るため、また災害時における各機関の有する機能を十分に発揮させるため、常に調査、研究及び教育を実施して本計画及びこれに関連する他の計画を習熟する。

また、防災対策の総合的な推進を図るため、市民への周知を図る。

第7節 計画の広域的推進

【危機管理室】

市及び防災関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していき、相互に密接な連携を図る。また、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図る。

第 8 節 計画の修正

【危機管理室】

防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見のあるときは、その案を防災会議に提出する。

また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の防災会議への参画促進に努める。